

(仮称)浜松市新清掃工場・新水泳場整備運営事業に関する
基本協定(案)

浜松市

平成17年[]月

目次

第1条（目的）	1
第2条（特定事業契約）	1
第3条（甲及び乙の義務）	1
第4条（SPCの設立等）	1
第5条（株式の譲渡）	2
第6条（業務等の委託及び請負）	2
第7条（特定事業契約の締結等）	2
第8条（準備行為等）	2
第9条（特定事業契約不調の場合の処理）	3
第10条（秘密保持）	3
第11条（準拠法及び管轄裁判所）	3
別紙1 出資者保証書の様式	4

(仮称)浜松市新清掃工場・新水泳場整備運営事業に関する基本協定(案)

(仮称)浜松市新清掃工場・新水泳場整備運営事業(以下「本件事業」という。)に関し、浜松市(以下「甲」という。)と本件事業の優先交渉権者である[]グループ(以下「乙」という。)の構成企業である[] []及び[]は、次の条項により基本協定を締結する。

(目的)

第1条 この基本協定は、本件事業に関し乙が優先交渉権者として決定したことを確認し、第2条に定める各契約(以下、総称して「特定事業契約」という。)の締結に向けて、甲及び乙双方の義務について必要な事項を定めるものとする。

(特定事業契約)

第2条 本事業の特定事業契約は以下の3つの契約から構成される。

- (1) (仮称)浜松市新清掃工場・新水泳場整備運営事業に関する基本契約
- (2) (仮称)浜松市新清掃工場・新水泳場整備運営事業に関する建設工事請負契約
- (3) (仮称)浜松市新清掃工場・新水泳場整備運営事業に関する運営・維持管理委託契約

(甲及び乙の義務)

第3条 甲及び乙は、特定事業契約の締結に向けて、それぞれ誠実に対応するものとする。

- 2 乙は、特定事業契約締結のための協議に当たっては、本件事業の募集手続に係るPFI専門委員会の意見及び甲の要望事項を尊重するものとする。

(SPCの設立等)

第4条 乙は、この基本協定締結後、速やかに浜松市内にSPCを設立し、平成17年[]月[]日までに、SPCに係る商業登記簿謄本を甲に提出しなければならない。

- 2 前項のSPCの設立に当たっては、乙の構成企業はすべてSPCに出資しなければならないが、乙を代表する構成企業[](以下「代表企業」という。)の出資比率は出資者中最大でなければならない。
- 3 乙の構成企業以外の者が、SPCに出資することはできないものとする。
- 4 乙は、SPCの取締役が選任され、又は改選された場合、SPCをしてこれを甲に報告させるものとする。
- 5 特定事業契約期間中において、乙の構成企業は原則として出資比率を変更できないものとする。ただし、本件事業の安定的遂行及びサービス基準の維持が図られるとともに、甲の利益を侵害しないと認められる場合には、甲は出資比率の変更について協議に応じることができる。

6 乙の構成企業は、第2条(2)に規定する契約を締結するために共同企業体を結成する際には、その結成後特定事業契約の仮契約締結前に甲の指定する特定建設工事共同企業体協定書、及び特定建設工事共同企業体編成表を、甲に提出するものとする。

7 乙の構成企業中、前項の共同企業体を結成する者は、第2条(2)に規定する契約の履行につき共同連帯して責任を負う。

(株式の譲渡)

第5条 S P Cの株式を譲渡し、これに担保権を設定し、又はその他の処分を行う場合には、事前に書面による甲の承諾を得なければならない。

(業務等の委託及び請負)

第6条 乙は、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に掲げる者にそれぞれ受託し、又は請け負わせるものとする。

- (1) 清掃工場の設計に係る業務 []
- (2) 清掃工場の建設工事に係る業務 []
- (3) 清掃工場の運営・維持管理に係る業務 []
- (4) 水泳場の設計に係る業務 []
- (5) 水泳場の建設工事に係る業務 []
- (6) 水泳場の維持管理に係る業務 []
- (7) 水泳場の運営に係る業務 []

2 乙は、前項に規定する業務を受託し、又は請け負う者(以下この条において「受託者等」という。)と甲又はS P Cとの間において業務委託契約又は請負契約をそれぞれ締結させるものとし、これらの契約締結後速やかに、契約書等の写し又は受託者等が当該業務を実施することを約した書面の写しを甲に提出しなければならない。

3 受託者等は、第1項の規定により甲又はS P Cから受託し、又は請け負った業務を誠実に履行しなければならない。

(特定事業契約の締結等)

第7条 甲及び乙は、特定事業契約に係る仮契約を、この基本協定の締結日から平成17年[]月[]日までの間に、甲、乙の構成企業及びS P Cの間で締結させるものとする。

2 甲及び乙は、特定事業契約締結後も、本件事業の遂行のために協力するものとする。

3 乙は、S P Cと甲との間で特定事業契約が締結された後、速やかに、別紙1の様式による出資者保証書を作成して甲に提出するものとする。

(準備行為等)

第8条 特定事業契約締結前であっても、乙は、自己の責任と費用において本件事業の実施に関して必要な準備行為を行うことができるものとし、甲は、必要かつ可能な範囲で乙

に対して協力するものとする。

2 前項の協力の結果は、特定事業契約締結後、特定事業契約の当事者となる乙の構成企業及びS P Cに速やかに引き継ぐものとする。

(特定事業契約不調の場合の処理)

第9条 事由のいかんを問わず特定事業契約の締結に至らなかった場合は、既に甲及び乙が本件事業の準備に関して支出した費用は各自の負担とし、相互に債権債務関係の生じないことを確認する。

(秘密保持)

第10条 甲及び乙は、この基本協定に関する事項につき知り得た情報について、あらかじめ相手の承諾を得ることなく第三者に開示しないこと及びこの基本協定の履行の目的以外には使用しないことを確認する。ただし、裁判所により開示が命ぜられた場合、乙が本件事業に関する資金調達に必要として開示する場合及び県が浜松市情報公開条例(平成8年浜松市条例第67号第69号)に基づき開示する場合は、この限りではない。

(準拠法及び管轄裁判所)

第11条 この基本協定は、日本国の法令に従い解釈されるものとし、この基本協定に関する紛争は、静岡地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

この協定の締結を証するため、この基本協定書を[]通作成し、甲及び[]グループの構成員が、それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成17年[]月[]日

甲
浜松市
浜松市長

乙：
代表企業 []
代表取締役

構成員 []
代表取締役

構成員 []
代表取締役

別紙1 出資者保証書の様式

平成 [] 年 [] 月 [] 日

浜松市長

[] 様

出 資 者 保 証 書

浜松市（以下「市」という。）と[S P C 名称]（以下「 S P C 」という。）との間で、平成 [] 年 [] 月 [] 日付で締結された（仮称）浜松市新清掃工場・新水泳場整備運営事業に関する特定事業契約（以下「本契約」という。）に関して、優先交渉権者である[] [] 及び []（以下「当社ら」という。）は、本日付けをもって、下記の事項を市に対して誓約し、かつ、表明・保証いたします。なお、特に明示の無い限り、この出資者保証書において用いられる語句は、本契約において定義された意味を有するものとします。

記

- 1 S P C が、平成 [] 年 [] 月 [] 日に、商法（明治32年3月9日 法律第48号）上の株式会社として適法に設立され、かつ、本日現在、有効に存在すること。
- 2（1）本日時点における S P C の発行済株式の総数は、[] 株であること。
（2） S P C の株式のうち、[] 株は [] が、[] 株は [] が、[] 株は [] がそれぞれ保有すること。
- 3 本件事業の実施に必要な資金調達を行うことを目的として、当社らが保有する S P C の株式を、金融機関に対して譲渡し又は同株式に担保権を設定する場合、事前に、その旨を市に書面で通知し承諾を得ること。この場合、担保権設定契約書の写しを、契約締結後速やかに市に提出すること。
- 4 前項に規定する場合を除き、当社らは、本契約が終了する時まで S P C の株式を保有するものとし、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、当該株式の譲渡、担保権の設定、株式持分比率の変更となる行為その他一切の処分を行わないこと。

以上

[]
代表者

[]
代表者

[]
代表者